

言語文化教育研究学会 諸企画における撮影・録音に関する規程

言語文化教育研究学会は、月例会、研究集会、年次大会等（以下、諸企画）における、参加者による撮影・録音に関して、下記のとおり定める。

記

- ・ 諸企画において参加者は、撮影を所定の要件を満たす限り、もっぱら発表内容の記録を目的として、自由に行うことができる。
- ・ 撮影は、静止画のみとする。
 - ： 発表者側のみ撮影できる（聴衆を撮影することはできない：後方からのやむをえない写り込みを除き）。
 - ： フラッシュの使用は禁止する。
- ・ 録音は、発表者が許諾した場合のみ認められる。
- ・ 撮影・録音された記録およびその複製物は、全体部分を問わず、学会の許可無く頒布・配信等いかなる手段をもっても公開することはできない。
- ・ 出版、広報機関等による取材は、所定の取材申請書を学会まで提出し、許諾を受けねばならない。

以上

作成 2016年10月1日

制定 2016年11月1日